

# 香南市教育研究所設置条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日  
教育委員会規則第 20 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、香南市教育研究所設置条例(平成 18 年香南市条例第 86 号。)の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (運営方針)

第 2 条 香南市教育研究所(以下「研究所」という。)は、次の点に重点を置いて運営する。

- (1) 香南市立保育所、幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校(以下、「教育機関等」という。)と密接に連携しながら調査研究及び事業等を行う。
- (2) 香南市の教育課題解決に必要な情報収集に努め、教育経営及び教育実践はもとより、生涯学習社会の形成にも役立つ調査研究活動を行う。
- (3) 香南市の学校教育及び就学前教育の質的向上に資する情報等の収集整理とその提供・活用体制の充実に努める。

## (分掌事務)

第 3 条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究員に関すること。
- (2) 教育計画の調査研究に関すること。
- (3) 教育の内容及び方法の研究に関すること。
- (4) 教職員の研修及びその助成に関すること。
- (5) 教育測定及び教育評価等の調査研究に関すること。
- (6) 研究所報及びその他の印刷物の編集及び発行に関すること。
- (7) 教育に係る情報収集及び提供に関すること。
- (8) 教育に係る相談業務及び啓発活動に関すること。
- (9) 教育機関等の連携に係る研究に関すること。
- (10) その他必要であると認められる研究及び事業に関すること。

## (研究員)

第 4 条 研究所に、香南市共通の教育実践上の諸問題に関する調査研究を行うため、研究員を置くことができる。

## (研究員の委嘱)

第 5 条 研究員は、香南市立学校に在職する教職員及び香南市に在職する職員の中から、選考により教育長が委嘱する。

2 研究員を委嘱する期間は、1 年とし、毎年度 4 月 1 日から当該年度の末日までとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、1 年に限りその期間を延長することができる。

## (研究員の選考)

第 6 条 研究員を志望する者は、所長が定める手続に従い、当該年度の教育研究計画書を、所属長及び所長を経由して、教育長に提出しなければならない。

2 教育機関等は、当該機関が推薦する者を研究員に委嘱するよう、所長の定める手続に従い、教育長に申し出ることができる。

3 研究員は、前 2 項の規定による志望者及び推薦者を対象として、所長の推薦により教育長が選考する。

## (研究員の任務)

第 7 条 研究員は、所長の指示に従い、第 3 条に規定する調査研究を行うほか、次の各号に掲げる事項を、その任務とする。

(1) 研究の計画を当該年度の当初に報告し、その成果を年度末に文書によって発表すること。

(2) 所長が必要と認めて招集する会議に出席して、研究討議を行うこと。

(指導主事等)

第 8 条 研究所に、教育実践上の諸問題に関する特命事項について調査研究及び指導を行うため、指導主事等を置くことができる。

(運営委員会)

第 9 条 研究所の適切な運営を図るため、所長の諮問機関として、香南市教育研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、教育関係機関等からの推薦を受けて香南市教育委員会が委嘱し、その任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 運営委員会に、委員の互選によって委員長及び副委員長各 1 人を置く。

5 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 運営委員会の庶務は、研究所において処理し、経費等に関するものについては、学校教育課において処理する。

(その他)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、研究所の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 1 日教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 3 日教委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。